

学校いじめ防止基本方針

福島県南会津郡南会津町立南郷小学校

いじめの定義

「いじめ防止対策推進法」において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条）

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
 - ・ 身体や動作について不快な言葉を用いて悪口を言われる。
 - ・ 本人の嫌がるあだ名で呼ばれる。
 - ・ 存在を否定される。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
 - ・ 対象の児童が来ると、その場からみんないなくなる。
 - ・ 遊びやチームに入れない。
 - ・ 席を離される。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
 - ・ わざとぶつかられたり、通るときに足をかけられたりする。
 - ・ 叩く、殴る、蹴る、つねる等が繰り返される。
 - ・ 遊びと称して対象の児童が技をかけられる。
- 金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
 - ・ 恐喝、たかり、物を売りつけられる。
 - ・ 「借りる」と称して返してもらえない。
 - ・ 持ち物を盗まれたり、隠されたり、捨てられたり、落書きされたりする。
 - ・ 靴に画鋲やガムを入れられる。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
 - ・ 使い走りをさせられる
 - ・ 万引きやかつあげを強要される
 - ・ 登下校時に荷物を持たされる。
 - ・ 笑われるようなこと、恥ずかしいことを無理矢理させられる。
 - ・ 衣服を脱がされたり、髪の毛を切ったりされる。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
 - ・ パソコンや携帯電話の掲示板やブログに誹謗や中傷の情報を載せられる。
 - ・ いたずらや脅迫のメールが送られる。
 - ・ SNSのグループから故意に外される。

1 基本方針

- (1) 児童が安心して学習、その他の活動に取り組むことができるよう、いじめの未然防止に努める。
- (2) いじめまたはその兆候が見られた場合には、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下で迅速かつ適切に対処する。その際、個人情報の漏洩には十分留意する。

2 いじめ対策のための組織

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、全職員で構成される生徒指導協議会を設ける。生徒指導協議会では、次のことに取り組む。

- (1) いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動に係る情報の収集と記録・共有
- (2) いじめの疑いに関する情報があつた時の組織的な対応のための連絡・調整

3 いじめの未然防止のための取り組み

児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことが、いじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。

児童一人一人が活躍できる集団づくりを進めるために、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるようにしながら、集団の一員としての自覚や自信の育成を図る。

(1) 「いじめは絶対に許されない」という雰囲気醸成

- 全校朝会等での講話（校長・生徒指導主事）
- 児童会等による呼びかけ

- (2) わかりやすい授業づくり
- (3) 明るく温かい学級づくり
- (4) 自己有用感や学級の連帯感を高めるような行事の設定
- (5) アンケート・教育相談・Q Uテスト・職員の連携等による多面的な児童理解

(6) S C・S S W等の外部専門家との連携

- (7) 保護者や地域との連携

4 いじめに対する措置

- (1) いじめの通報を受けたとき、あるいは、いじめを受けていると思われるときは、速やかに当該児童に係るいじめの事実の有無の確認を行うとともに、**必ず**その経緯を生徒指導主事を經由して校長に報告する。
- (2) 事実の確認により、いじめがあつたことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、いじめを受けた児童又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行う。また、必要な場合には、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得る。
- (3) いじめを見ていたり、同調したりしていた児童に対しても、いじめを受けた児童の気持ちを考えさせ行動の変容をうながす。
- (4) ネット上に不適切な書き込み等があつた場合、生徒指導協議会等において対応を協議し関係児童からの聴き取り等の調査、被害児童へのケア等、必要な措置を講ずる。
- (5) 重大事態発生時の対応

重大事態とは

- いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき。
 - ・ 児童が自殺を企図した場合
 - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合
- いじめにより児童が学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき。

- ① 重大事態が発生した場合は、南会津町教育委員会に迅速に報告する。
- ② 重大事態が発生した場合は、南会津町教育委員会内に組織する「いじめ問題調査委員会」において、調査を行う。
- ③ 重大事態が発生したことを真摯に受け止め、全校児童及び保護者に対し、アンケート等を行い、事実関係を把握し、いじめ問題調査委員会に速やかに提出する。その際、被害児童の学校復帰が阻害されないよう配慮する。
- ④ いじめを受けた児童及び保護者に対しては、真摯に情報（いつ・誰が・どのような行為をしたか等）を提供し、説明責任を果たす。その際、個人情報の保護に努める。
- ⑤ 調査結果を踏まえ、必要な措置（児童・保護者への支援等）を講ずる。

6 年間計画

月	会議等	担当者	調査等	その他
4	生徒指導協議会 1 「情報交換」 生徒指導協議会 2 「調査等について」	全職員 全職員		全校朝会での講話 「いじめについて」 計画・目標の提示 家庭訪問（保護者）
5			アンケート 1 Q U テスト 1	
6	生徒指導協議会 3 「情報交換」 「夏休みについて」	全職員	教育相談 1	学校評価 1 ※実効性の評価 南会津中学校区協議会 1
7			Q U 1 アセスメント	
8				
9	生徒指導協議会 4 「情報交換」	全職員	アンケート 2 教育相談 2	中間評価
10	生徒指導協議会 5 「情報交換」 「冬休みについて」	全職員	Q U テスト 2	
11				個別懇談（保護者） 学校評価 2 ※実効性の評価 南会津中学校区協議会 2
12			Q U 2 アセスメント	
1	教育課程編成会議 （基本方針策定）	生徒指導部		
2	生徒指導協議会 6 「情報交換」 「春休みについて」	全職員	アンケート 3	年間評価報告
3				